21	関税率表第4302・30号の１、第4303・10号又は第4303・90号に掲げる物品のうち 羊、やぎ又はうさぎのもの以外のもの	衣類等の毛皮製品	1,364,805	782,832	千円	0.6	平成22年６月16日 適用停止 中華人民共和国
22	関税率表第4403・99号の１に掲げる物品	桐（その他のもの）	256,010	0	千円	0.0	
23	関税率表第4407・25号、第4407・26号、第4407・29号の１又は第4407・99号の１に掲げる物品のうち かんながけし又はやすりがけしたもの 関税率表第4409・29号の３の⑴に掲げる物品	ふたばがき科の熱帯産木材（かんながけし又はやすりがけしたもの）等	17,550,894	0	千円	0.0	
24	関税率表第4407・25号、第4407・26号、第4407・29号の１又は第4407・99号の１に掲げる物品のうち かんながけし又はやすりがけしたもの以外のもの	ふたばがき科の熱帯産木材（第23項のものを除く。）	155,668	0	千円	0.6	
25	関税率表第4408・10号の２の⑵、第4408・31号の２、第4408・39号の４の⑵又は第4408・90号の２の⑵に掲げる物品のうち 合板用単板	合板用単板	2,009,098	73,453	千円	0.6	
26	関税率表第4408・10号の２の⑵、第4408・31号の２、第4408・39号の４の⑵又は第4408・90号の２の⑵に掲げる物品のうち 合板用単板以外のもの 関税率表第4408・39号の１の⑵又は第4408・90号の１の⑵に掲げる物品	薄板（第25項のものを除く。）	4,332,892	450,414	千円	0.0	
27	関税率表第4409・21号の１又は第4421・90号の１に掲げる物品	竹製の引抜材、竹製の串	367,436	215,934	千円	0.6	平成22年５月18日 適用停止 中華人民共和国
28	関税率表第44・10項又は第44・11項に掲げる物品	パーティクルボード等	9,202,556	59,436	千円	0.6	
29	関税率表第4408・10号の２の⑴、第4408・31号の１、第4408・39号の１の⑴、３の⑴若しくは４の⑴、第4408・90号の１の⑴若しくは２の⑴、第4412・10号の２、第4412・94号、第4412・99号又は第4420・90号の１に掲げる物品	積層木材等	6,934,593	2,472,634	千円	0.6	平成22年５月18日 適用停止 中華人民共和国
30	関税率表第4418・90号の２の⑵に掲げる物品のうち 欄間	欄間	824,419	1,228	千円	0.0	
31	関税率表第4419・00号の１に掲げる物品	割りばし	1,650,503	1,715,910	千円	0.6	平成22年６月16日 適用停止 全特恵受益国等
32	関税率表第4421・90号の３の⑴に掲げる物品	かりん、つげ等の木製品	280,780	1,312	千円	0.0	
33	関税率表第44類に掲げる物品（関税率表第4412・10号の１、第4412・31号、第4412・32号及び第4412・39号に掲げる物品並びに第22項から第32項までに掲げるものを除く。）	木材及びその製品（第4412・10号の１、第4412・31号、第4412・32号及び第4412・39号に掲げる物品並びに第22項から第32項までのものを除く。）	76,347,516	9,330,368	千円	0.0	
34	関税率表第4602・11号、第4602・12号又は第4602・19号の１に掲げる物品 関税率表第4602・19号の２に掲げる物品のうち 畳床以外のもの	かご細工物等（畳床のものを除く。）	2,785,534	1,070,248	千円	0.6	平成22年５月18日 適用停止 中華人民共和国
35	削除						
36	関税率表第5006・00号の２、第5007・10号又は第5803・00号の２の⑴に掲げる物品	絹ノイル織物等	36,508	3,782	千円	0.0	